

昭和五十年二月二十五日開催された理事会の議事内容は別紙の通りとあり専名に通知申し上げます。

昭和五十年二月二十日

学校法人 多摩美術大学

理事 大西憲治郎

岡田孝平

斉藤彰爾

高橋満寿男

山脇國利

高橋満寿男殿

日時 昭和五十年二月二十五日 午後二時

場所 青森区五川区民会館

出席理事

斉藤彰爾、 岡田孝平、 大西憲治郎、

高橋満寿男、 山脇國利

議案

- 一 査問委員会設置について
- 二 理事長の身分
- 三 理事会の承認を得ない重要事項に関する経費について

議事の経過

定刻、出席した五人の理事の互選により議長に理事大西憲治郎と選出された。

大西議長は開会を宣し議事は入った。

議案一

この件について審議の結果、次の通り全員一致決議した。

昭和五丁年二月十五日設置せられたと称せられる査問委員会は、正規の手続を経ておらず、全く無効なることを確認する。関連事項として高橋理事より教授真下信一氏並に教授、教務部長山脇国利氏に對する解任処分に関する件を議案として、旨勅諭が提出せられ、全員賛成したるが、議長は之を議題とした。

この件について審議の結果次の通り全員一致決議して昭和五丁年二月十五日多摩美術大学理事長の名をもつてなされた教授真下信一氏並に教授、

教務部長山脇国利氏に對する解任処分は無効なる査問委員会の決定に基くものあり、かつ、正規の手続を経ておらず、全く無効なることを確認する。なお真下信一氏は昭和四十九年四月三十日、理事会、昭和四十九年十二月十一日、教授会において、正式命令に至るまで、学長の職務を行つたこと決議せられ、現在に至るまで何れも変更のなきことを確認する。

議案二

この件について審議の結果、次の通り全員一致決議した。

村田晴彦氏は昭和四十八年三月末日、事務局長と退職した。又その時すでに事務局長の定年とこえていたが、その時点におき、理事並に理事長の資格を失つてゐることを確認する。

理事長資格喪失に伴ひ、出席理事の互選により、理事森藤彰爾氏を

議案三

この件について審議の結果、次の通り全員一致決議した。

村田晴彦氏が理事委員会諮問をなく独断で行った左の行為は、その経費を本法人の予算から支出(仮払金含む)する事を承認しない。

一、昨年末から本年初めにかけて村田晴彦氏がタイ国へ赴くために要した経費並にこれに関連する経費(多摩芸術開発協会に属するものを含む)

一、文庫研究所に属する経費、ただし同研究所の寄附金口座からの支出及び国庫補助金からの支出を除く

一、学長及び教授会と無視して村田晴彦氏がその結成を指示した多摩美術大学同窓会に属する経費

一、村田晴彦氏個人にかかわる経費と認めらるるもの及び著しく妥当と欠く経費